（建築士法施行規則の一部改正）

**第四条**　建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **第一章の二**　免許 | **第一章の二**　免許 |
| （心身の故障により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うことができない者）<br>**第一条の二**　法第八条第三号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 | （新設） |
| （治療等の考慮）<br>**第一条の三**　国土交通大臣又は都道府県知事は、一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士の免許を申請した者が前条に規定する者に該当すると認める場合において、当該者に免許を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に受けている治療等により障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。 | （新設） |
| （免許の申請）<br>**第一条の四**　法第四条第一項又は第三項の規定により一級建築士の免許を受けようとする者は、第一号書式による免許申請書に、本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。 | （免許の申請）<br>**第一条の二**　法第四条第一項又は第三項の規定により一級建築士の免許を受けようとする者は、第一号書式による免許申請書に、戸籍謄本又は戸籍抄本及び法第七条第二号に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。）を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。 |
| 2・3　（略） | 2・3　（略） |
| （心身の故障により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うことができない場合）<br>**第五条の二**　法第八条の二第三号の国土交通省令で定める場合は、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となつた場合とする。 | （新設） |
| （免許の取消しの申請及び免許証等の返納）<br>**第六条**　一級建築士は、法第八条の二（第二号に該当する場合に限る。）の規定による届出をする場合においては、届出書に、免許証又は免許証明書を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。 | （免許の取消しの申請及び免許証等の返納）<br>**第六条**　一級建築士は、法第八条の二（同条第三号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定による届出をする場合においては、届出書に、免許証又は免許証明書を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。 |
| 2　一級建築士又はその法定代理人若しくは同居の親族は、法第八条の二（第三号に係る部分に限る。）の規定による届出をする場合においては、届出書に、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。 | （新設） |
| 3・4　（略） | 2・3　（略） |
| 5　一級建築士が法第九条第一項（第一号及び第二号を除き、第三号にあつては法第八条の二第二号に掲げる場合に該当する場合に限る。）若しくは第二項又は法第十条第一項の規定により免許を取り消された場合においては、当該一級建築士（法第九条第二項の規定により免許を取り消された場合においては、当該一級建築士又はその法定代理人若しくは同居の親族）は、取消しの通知を受けた日から十日以内に、免許証又は免許証明書を国土交通大臣に返納しなければならない。 | 4　一級建築士が法第九条第一項（第一号及び第二号を除き、第三号にあつては法第八条の二第三号に掲げる場合に該当する場合に限る。）又は法第十条第一項の規定により免許を取り消された場合においては、取消しの通知を受けた日から十日以内に、免許証又は免許証明書を国土交通大臣に返納しなければならない。 |